

投資運用関係業務受託業者向けの監督指針 新旧対照表

改正後	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続
Ⅲ－３ 諸手続	Ⅲ－３ 諸手続
Ⅲ－３－１ 登録	Ⅲ－３－１ 登録
Ⅲ－３－１－２ 審査事項	Ⅲ－３－１－２ 審査事項
(１) 体制審査の項目 金商法第 66 条の 74 第 3 号、第 7 号ハ及び第 8 号ハに規定する者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより、以下の事項を確認するものとする。なお、金商法第 66 条の 74 第 4 号に規定する投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① [略] ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、	(１) 体制審査の項目 金商法第 66 条の 74 第 3 号、第 7 号ハ及び第 8 号ハに規定する者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより、以下の事項を確認するものとする。なお、金商法第 66 条の 74 第 4 号に規定する投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① [略] ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、

改正後	現行
役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、投資運用関係業務受託業に係る業務の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） [略] （２）・（３） [略]	役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、投資運用関係業務受託業に係る業務の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） [略] （２）・（３） [略]